○北陸地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千六百七十八号富山高岡広域都市計画道路事業三・三・四百三号高岡駅佐加野線

三　事業施行期間　自平成九年九月十一日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	高山市清見町牧ヶ洞字洞平四三九三番一地内	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県可児郡御嵩町御嵩字長谷一八八一番四から同町御嵩字長谷一八八〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所
〃	岐阜県可児郡御嵩町御嵩字木下一七四四番一から同町古屋敷字前山五一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
百五十六号	郡上市白鳥町中津屋字好田七八九番一から同市白鳥町中津屋字坪ノ口七二四番二	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○中部地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
高山市清見町牧ヶ洞字洞平四三九三番一地内	四〇・〇〇～八六・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十二年三月二十五日

○中部地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千四百四十四号春日井都市計画緑地事業第十号尾張広域緑道

三　事業施行期間　自昭和六十二年七月二十四日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十七年建設省告示第八百三十五号名古屋都市計画緑地事業第十一号大高緑地

三　事業施行期間　自昭和二十七年三月三十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和二十七年建設省告示第八百三十五号、昭和四十四年建設省告示第二千七百十二号、昭和四十六年建設省告示第千九百二十五号、昭和四十八年建設省告示第二百六十一号、昭和五十八年建設省告示第千二百八号、平成八年建設省告示第四百九十一号、平成九年建設省告示第二千五十一号及び平成十六年中部地方整備局告示第七十一号の事業地のうち名古屋市緑区大高町字長根地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百六十八号四日市都市計画公園事業九・六・一号北勢中央公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年中部地方整備局告示第六十号の事業地のうち三重県大安町大字梅戸字鶴沢及び向ヒ山を、三重県いなべ市大安町梅戸字鶴沢及び向ヒ山に名称を変更する。

使用の部分　変更なし